

令和元年小布施町議会 9 月会議会議録

議 事 日 程 (第 3 号)

令和元年 9 月 6 日 (金) 午前 10 時開議

開 議

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

追加日程第 1 発言訂正の申し出について

出席議員 (14 名)

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 寺 島 弘 樹 君 | 2 番 | 水 野 貴 雄 君 |
| 3 番 | 関 良 幸 君 | 4 番 | 竹 内 淳 子 君 |
| 5 番 | 中 村 雅 代 君 | 6 番 | 福 島 浩 洋 君 |
| 7 番 | 小 林 一 広 君 | 8 番 | 小 西 和 実 君 |
| 9 番 | 大 島 孝 司 君 | 10 番 | 小 淵 晃 君 |
| 11 番 | 関 谷 明 生 君 | 12 番 | 渡 辺 建 次 君 |
| 13 番 | 小 林 正 子 君 | 14 番 | 関 悦 子 君 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-----------|-----------------|-------------|
| 町 長 | 市 村 良 三 君 | 副 町 長 | 久 保 田 隆 生 君 |
| 教 育 長 | 中 島 聰 君 | 総 務 課 長 | 竹 内 節 夫 君 |
| 財 務 課 長 | 中 條 明 則 君 | 企 画 政 策 課 長 | 須 藤 彰 人 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 林 かおる 君 | 健 康 福 祉 課 長 補 佐 | 永 井 芳 夫 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 西 原 周 二 君 | 産 業 振 興 課 長 補 佐 | 富 岡 広 記 君 |

建設水道課長 畔上敏春君 教育次長 三輪茂君
監査委員 畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長 山崎博雄 書記 柘津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎報告事項

○議長（関 悦子君） 日程に入るに先立ちまして、報告事項を申し上げます。

富岡産業振興課長補佐が都合により遅刻する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

◎日程の追加

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入るわけですが、ただいま小林正子議員から、会議規則第64条の規定により発言訂正申出書の提出がございました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、小林正子議員からの発言訂正の申し出について、日程に追加し、直ちに議題とい

たします。

◎発言訂正の申し出について

○議長（関 悦子君） 追加日程第1、発言訂正の申し出についてを議題といたします。

小林正子議員から、9月5日の会議における発言についての会議規則第64条の規定により、お手元へ配付いたしました発言訂正申出書に記載した部分を訂正したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、小林正子議員からの発言訂正の申し出を許可することに決定をいたしました。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。昨日に引き続きまして、順次質問を許可いたします。

◇ 関 良 幸 君

○議長（関 悦子君） 最初に、3番、関 良幸議員

関 良幸議員。

〔3番 関 良幸君登壇〕

○3番（関 良幸君） 改めまして、おはようございます。

それでは、フラワーセンターの現状と今後の展望について伺います。

おぶせフラワーセンターは、花の産地化を推進するため、「花苗の生産、花の栽培技術指

導、花の情報発信基地」を目指し開設されました。花のまちづくりを目指す町の生産拠点として一定の役割を果たしているものと考えますが、開設から二十数年が経過した現在、当初の理念と現在の状況をどのように認識し評価しているか、まず伺います。

2点目として、昨年9月会議の大島議員の一般質問、「新たな歳入創出と財源確保」の中で、フラワーセンターの販売収入額と管理運営費の質問がありました。平成26年度に3,052万円であった販売収入額が29年度には2,692万円となり、一方で、管理運営費が2,938万円で約250万円の赤字となっているという現状に対する質問に対し、「全国的に花苗需要が低迷傾向にある中で、消費動向が低調だったことに要因する。今後は、より質の高い苗生産と多品種育苗に力を入れることで、より広範な受注につなげたい。また、新たなお客の開発に尽力し、花苗に限らず野菜の品種なども含め、技術力を含めて強化したい」との答弁がありました。

私が一般質問通告書を提出した後でいただいた平成30年度成果説明書を見ると、平成30年度の販売収入額は2,699万円、管理運営費が3,163万円とありました。大島議員への答弁からまだ1年という短い期間ではありますが、この決算から見たとき、好転の兆しがあるか見るのか否か、目指すべき打開策の方向性に変更はあるのか否か、現状の認識について伺います。

3点目として、施設の有効利用の可能性について伺います。第一義的には、花苗の生産拠点としての発展を目指さなければなりません。並行して、あれだけの施設ですので、有効活用も考えなければならないと思います。開設時の国庫補助との関係でさまざまな制約があり、難しい問題が多々あるとは聞いていますが、検討はしなければならないのではないかと思います。

かつて、再生可能エネルギーの可能性を模索するため、太陽光発電やリンゴの剪定枝をチップ化した燃焼エネルギーの試行の取り組みが行われましたが、コストの問題などで頓挫したと聞きました。今後、この面での施設の活用を検討しているのか否か伺います。

また、数年前に農村地域の活性化のための交流を目的とした宿泊施設として改築が行われ、新規就農を目指す人の宿泊施設としても利用されていると聞きました。これらの現在の利用状況と新規就農を目指す人以外の宿泊者の拡大を目指すのか否か、今後の方針について伺います。

4点目として、北部地区の活性化の拠点としての可能性について伺います。町中心部はもとより、東部地区、西部地区には地元農産物を販売する商店なり直売所はありますが、北部地区にはありません。行政主体でこの施設での直売所の開設は難しいとは思いますが、JANAなどの連携を模索するなどして、行政が仕組みをつくり、農業生産者の皆さんに参

加してもらおうという仕掛けの検討はできないでしょうか。また、にぎわいの創出という観点から、各種イベントの開催は検討できないでしょうか。

かつて長野マラソンが側道沿いをコースにしていたとき、地元住民の皆さんがフリーマーケットやコンサートなどを行い、また、ニラ煎餅、こねつけなど、いわゆる郷土料理を提供するなどした結果、大勢のお客さんを呼び込み、あわせて花苗の販売も盛況だったことがあります。このようなイベントの開催を考えたときも、また行政主体ということではなく、地元住民の自主的開催を行政が支援、応援するという形となるのかとは思いますが。これらイベントの開催を含め、この施設を拠点とした北部地区、農業地域の活性化の可能性について、考えを伺います。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さんは、早朝からありがとうございます。

関議員の質問にお答えを申し上げます。

4点いただきましたけれども、まずその前に、私自身、フラワーセンターという施設の使用について、かなりもったいないではないかと、もう少し有効な利用ができるはずだと、何年前から考えておりますし、実際に行動しようとしたこともございます。ですけれども、今、ご質問の中で何回かご指摘をいただきましたけれども、助成金などの関係で変更はなかなか難しいと、そういう事実があるので、今回、質問に際して、そのことをまず申し上げておきたいと思っております。

1点目のフラワーセンター、当初運営と現在の状況をどのように認識、評価しているかということではありますが、今、冒頭に申し上げたことを念頭に置きながら、施設の役割としては、開設当初の理念を継承しつつ、時代の要請に即した施設として変化もしており、新規就農者が研修する際に滞在できるよう改修も行い、花のまちづくりの拠点として、花生産を中心とした農業振興の拠点施設として機能していると、これは変わっておりません。

2点目の施設の花苗販売収入額と管理運営費の状況に好転の兆しがあるかのご質問についてであります。平成29年度の収支差額は、今、ご指摘いただきましたように250万円だった時代があり、平成30年度は、販売収入が約2,697万円で、管理運営費は約3,163万円で、収支差額は約466万円の赤字でありました。ですけれども、平成30年度においては、温室環境制御システムの更新費を483万円ほどをこの中から支出しているためであり、営業収益と

しては改善できていると、その前の年に比べると改善できているというふうにも考えております。

しかし、設備投資も含め収支改善策を図らなければならないと考えており、昨年9月会議で申し上げた、より質の高い苗生産と多品種育苗に応えるということで、より広範な受注につなげてまいりたいと考えております。その方向性に変更はなく、一層の経営の改善に努めてまいりたいと思います。全国的に花苗需要、花苗マーケットは低迷傾向にある中で、さらなる創意工夫が必要だというふうにも考えております。

3点目の新たな施設の活用と今後の方針についてであります。1点目でもお答え申し上げたとおり、開設当初の理念を継承しつつ、時代の要請に即した施設として変化するのを感じており、新規就農の方が研修する際に滞在できるよう改修も行い、花のまちづくりの拠点として、農業振興の一つとしての花生産を中心とした拠点施設として機能させていきたいというふうに思っております。

これは議員ご指摘のとおり、補助事業で建設した施設であり、用途変更や財産処分が施設の処分制限期間が経過するまで国の承認なしでは行えないという、かなりこの物件については厳しく判定を下されます。施設設置当初の目的に新たな機能を追加する変更は認められましたが、本来の補助目的の遂行に支障を来さない範囲内でなければ用途変更できませんということでもあります。

しかし、そうはいっても、用途変更が認められる施設の処分制限期間経過後や途中であっても、新たな可能性を模索しながら、施設の有効活用について検討をしてみたいと思っておりますし、少し始めております。この辺でも、また関係議員のお知恵も拝借、あるいは北部の皆さんのお知恵も拝借をしたいところであります。

4点目の北部地区、農業地域の活性化の可能性について、行政が主体的に行うことや行政が仕組みをつくるような仕掛けを検討できないかのご質問ですけれども、公の施設の指定管理制度の考え方にもあるように、やっぱり民間の力をおかりし、施設の効果的、効率的な運営を図ることのほうが北部地区や農業地域の活性化が図られると思っております。議員のご説明の、かつて地元の皆さんが主体となって行っていたイベントや活性化の運動が真の地域活性化であり、行政としても、そのための可能な限りの支援と応援をさせていただきたいと考えております。

北部の活性化は、私にとっても非常に大切なことと考えておりますので、今、さらにもう一度、このどこまでという縛りの期間を調べつつ、有効利用、いろんな形での有効利用とい

うのは考えられるのではないかなというふうにも思います。ぜひ地域内での、関議員には中心的な活動をお願いし、一緒に北部の地域活性化を進めることにお力添えをいただきたいと心から思います。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） それでは、再質問を2点させていただきます。

30年度決算を見たとき、販売収入は前年度から7万円の微増にとどまっています。このことからして、売上増を図る具体的施策の検討が必要ではないかというように思います。

例えばですが、特売日を設けて、町民、ほかの皆さんに広く購入していただくなどの検討が必要かと思えます。常時小売りに対応することは、職員の勤務体制や経費から考えると難しいかもしれませんが、花苗の生産サイクルに合わせ、春、秋に日時を特定して若干安く販売すれば、先ほど申し上げた過去のイベントでの実績を見ても、効果は期待できるのではないかと思います。100万円、200万円という大きな売り上げは期待できないかもしれませんが、広く町民の皆さんに花苗を安く購入していただき、庭先で楽しんでいただくということは、花のまちづくりを進める大きな要素になるのではないかと考えます。

さらには、この特売日に地元生産農家の皆さんに野菜や果物の直売をお願いし、売り上げの相乗効果を期待することもできると思います。これがさらに発展し、過去のイベントのよななぎわいの創出の可能性も考えられると思いますが、いかがでしょうか

2点目です。町長はかねて、文脈の相互は多少あるかもしれませんが、お許しいただきたいんですが、町長はかねて、「観光客の皆さんに、町中心部だけでなく農村部の美しい風景も楽しんでいただきたい。そのために、農村地域の周遊を促したい」と言われていたことを記憶しております。小布施町の特性を生かした考えだと感じていました。

そこで、この観光客の農村部への周遊を促す拠点としてのフラワーセンターの役割といたしますか、どのように活用しようとするのかについて、構想がおありでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（関 悦子君） 町長。

○町長（市村良三君） 2つ、再質問をいただきましたけれども、1つ目のご提案は、大変よいご提案だなというふうに思います。おっしゃるとおり、この日は早くから宣伝をして、非常に安く売りますよというようなご案内をしながら、同時に、先ほど関議員からご提案があったイベントやいろんなことを北部の皆さんと一緒に開催をしていただくということで、に

ぎわいをつくるというようなことで、今、かなりビジネスというよりも、出して待つだけという感じのところがありますので、これは北部の皆さんとも図りながら、ぜひ実現をしてみたいというふうに思います。

2点目なんですけれども、これは頓挫してしまったんですけれども、特に事務棟、あれが大変もったいない。あそこを管理するだけでは、1室だけで十分だったんです。それに比べて、2階まで合わせると相当いいホテル施設のようなものができるなど。これもそういうことができるのであれば、北部の皆さんで組織をつくっていただいて、北部の皆さんで運営して、B&Bですよ。バスでちょっと移動していただいて、町なかで食事をして、農村風景を楽しみながら宿泊をしていただきたいというのが私の構想でありました。

ですけれども、冒頭申し上げたような非常にきつい縛りがあって、まかりならんというようなことがございましたので、それはその一案として出しているわけなんですけれども、そろそろいろんな縛りがなくなってくる施設でもあると思いますので、あの運営の中身の問題と、それからあの場所、そして、その建物を使った積極的な運用をぜひ考えてまいりたいというふうに思いますので、ご一緒によろしくお願いいたします。ありがとうございます

○議長（関悦子君） 以上で、関良幸議員の質問を終結いたします。

◇ 竹内淳子君

○議長（関悦子君） 続いて、4番、竹内淳子議員。

竹内淳子議員。

〔4番 竹内淳子君登壇〕

○4番（竹内淳子君） では、通告に従い、2点ほど質問させていただきます。

1番目は、猫の去勢、不妊手術（繁殖制限手術）費用への助成について伺います。

5月ごろ、広報おぶせで「野良猫に餌をやらないでください」の放送が何回かありました。その放送に対して、複数の方から、「野良猫に餌をやらないなどの禁止は、善意でやっている人に対して気の毒だ」、または「餓死してしまうかもしれない」、「放送を聞いている子どもに、野良猫に対して餌をやらないということをどう説明していいのかわからない」という話がありました。

野良猫によるふん尿被害やごみを荒らすなどの問題は、町民からの苦情があったからだ

思います。また、猫の被害に遭っている人たちと、飼えないけれども、野良猫を餓死させるのは気の毒だと感じている人たち、双方の考えがあり、地域の中にはさまざまな立場での意見があると思います。

その中で、各地域が取り組んでいることとして、長野県愛護センターでも、動物愛護センターでも応援している地域猫活動があります。地域住民とボランティアと行政が協力し合って、不妊、去勢手術や餌の管理などを地域で行う活動です。

具体的な活動としては、置き餌をしない。置き餌をすると、カラスやハエなどが集まり近所迷惑になるので、できるだけ決まった時間に餌をやり、残ったら後を片づけて掃除をする。ほかには、飼い主のいない猫を今以上に増やさないために、野良猫を捕獲して不妊、去勢手術を受けさせるなどがあります。特に重要なのは、飼い主のいない猫を増やさないことです。そうすれば、猫の被害も減り、保健所でのかわいそうな殺処分も減ります。

町では、繁殖を予定していない猫に不妊、去勢手術を受けさせるように呼びかけ、助成金を1軒に1回、1匹に限り行っていることも有効なことと思いますが、それは家猫であって、野良猫への補助というものはありません。松本市、佐久市、上田市、須坂市などでは、野良猫への不妊、去勢手術助成金制度があります。

以上の観点から質問をさせていただきます。

1番目として、近所から飼い主のいないペットに対し、苦情が役場に行くと思いますが、役場は、その後、どのような対応をしていますか。

2番目として、当町でも、野良猫も去勢手術助成金の対象にするお考えはありますか。

また、猫被害を少なくする対応として、決まった時間に餌をやり、食べ残しは片づけるモラルの徹底の啓発。

猫の飼い主がわかるように、家の中や外で飼っている猫に名前と連絡先の記入のある首輪をつけるよう呼びかけるなどの対応策の考えはありますか。

当町で、年間殺処分される飼い主のなくなったペットはどのくらいいるのでしょうか。

以上を質問いたします。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） おはようございます。

ただいまの竹内議員からのご質問にお答えいたします。

1点目のご質問のペットの苦情への対応と、3点目の猫被害等を少なくする対応、モラル

の徹底について、合わせてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町へ町民の方から、玄関先や庭先にふん尿をされて困っているとの苦情が寄せられている状況があります。飼い猫の場合には、飼い主へ飼育管理について改めて徹底をお願いしているところで、野良猫の場合には、被害でお困りになっている方へ、超音波を発生させることによって、猫にとって不快な場所であると学習させて近づかなくさせる猫ふん害対策用機材、ガーデンバリアという商品名ですが、これを4台保有し、希望される皆さんへ1カ月の期間で貸し出す事業を実施しております。利用された方からは、一定の効果があつたとの声もいただいております。ふん尿等でお困りの方へご案内をして、有効活用を努めているところであります。

また、同報無線を活用いたしまして、むやみに野良猫に餌を与えないよう啓発をお願いしています。猫に餌を与えないことは、動物愛護に反するのではとのご意見もいただいております。ただいまのご質問の中で、置き餌、また、それをきちんと片づけるというご提案をいただいたところですが、むやみに餌を与えることによりまして、かえって野良猫を増やしてしまうということもありまして、餌を与えることは、イコールその猫の管理に責任を持つという認識を大切にさせていただき、そういった責任を持った取り組みを啓発していきたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

また、次に、野良猫も不妊、去勢手術の対象にする考えはというご質問でございます。須坂市などに問い合わせましたところ、議員ご指摘のとおり、平成29年度から野良猫への助成も実施しているようであります。しかし、それに伴い、犬への助成は廃止ということでありまして、予算の範囲内で対応している現状というふうにお聞きしているところであります。

町では、犬猫繁殖制限手術助成事業実施要綱に基づきまして、不妊手術は1回5,000円、去勢手術は1回3,000円で、1世帯につき年1回の助成を行っているところであります。助成対象となるのは、町内に居住する犬または猫の所有者であることを条件としています。基本的に、責任を持って飼育されている方に対しての助成ということでありまして、あくまでも不妊、去勢手術の一部助成ですので、自己負担というものが生じてまいります。

須坂市の例では、助成を受け不妊手術を行っているのは、動物愛護団体など地域の皆さんの団体が中心となっているようでありまして、餌を与えること、イコールその猫に対して責任を持つという認識を大切にされ、責任を持った取り組み、活動を進める中で、助成を受けた団体、そういった方々が一定の負担をして不妊手術を行っているものようでありまして、小布施町においても、地域住民の方、団体等で実施いただける体制が整備されるということ

が一つ検討する出発点になるものというふうに考えているところでございます。

また、猫の飼い主がわかるようにというような、名札ですかね、首輪等のご質問でございます。猫に名前と連絡先のある首輪をつけてはどのことにつきましては、基本的には、室内で飼育いただければ、ふん尿等、猫にかかわる被害は減少するものと考えておりまして、犬の場合につきましては、狂犬病予防法で所有者に登録と狂犬病の予防注射、単価は3,500円ということですが、注射2,950円と済み証の交付550円からなっておりますが、そういったものが義務づけられておりまして、登録をすると登録番号が記載された鑑札が交付され、首輪につけていただくということで、そういったことをきちんと周知しているところであります。

しかし、猫につきましては、登録義務というものはありませんので、飼い主の皆さん、個々に自分の猫であると識別ができるよう、首輪等をつける対応も必要になっているかなというふうには考えてございます。

今、6月22日ということですが、犬猫のマイクロチップの義務化というようなことを含んだ動物愛護法が改正されているということでございます。法律が適用するまでには、まだしばらく時間がかかるようではありますが、これは3年以内に義務化されるということでもあります。今飼われている犬猫については、マイクロチップの義務化は努力義務というふうになってまいりますが、その動向を注視いたしまして、飼い猫へ首輪をつけることについても指導をしていくかどうか、しっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

また、年間殺処分される飼い主のいなくなったペットの数ということでございます。昨日、渡辺議員さんからの質問にもお答えしましたとおり、犬と猫の殺処分数について、再度申し上げます。平成27年度、犬2頭、猫42頭で44頭、平成28年度、犬2頭、猫55頭で57頭、平成29年度、犬2頭、猫35頭の37頭です。これは殺処分に負傷で死んだ犬猫の数も含まれるというものでございます。

収容された数でございますが、平成27年度、犬28頭、猫89頭で117頭、平成28年度、犬45頭、猫135頭で180頭、平成29年度、犬25頭、猫77頭の102頭でございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 竹内議員。

○4番（竹内淳子君） ありがとうございます。

答弁について再質問させていただきます。

先ほど答弁に、餌をやることがイコール猫を増やすというようなことの答弁がありました

が、餌をやるのが猫を増やすということよりも、猫を増やすというところでは、去勢手術ということがまず考えられるかと思います。須坂市の例として、動物愛護団体のことが挙げられましたが、小布施町では、個人が野良猫に去勢手術をして、また、家では飼えないから外で決まりを持って餌をやっているという方が何人かいるということを知っています。

答弁にもありましたように、まず活動を進める中で、団体や仲間づくりというところが整備されることが出発点ではないかということをお聞きしましたが、行政のほうでも、ぜひ去勢手術の範囲を家の中で飼っている猫だけではなく、保護をしているという、自費で去勢手術費用を払っているという人たちもいますので、ぜひ行政のほうでは幅を、野良猫にも幅を広げることが今後、そういう仲間づくり、団体が活動しやすくなることの出発点になるかと思うので、またそこら辺のところをどうお考えになるのか再質問させていただきます。

また、首輪の件ですが、マイクロチップをつけるということがこれから義務づけられるというようなお話でしたが、今、動物愛護団体のほうでは、あのマイクロチップが猫とかそういうところに影響があるのではないかというようなことが、身体ですね、健康に影響があるのではないかという声も上がっているようです。ですので、それを待つというよりも、啓発、餌をやることは、その猫に対しての責任があるのだというようなお話がありましたが、そのことに対して、猫をやる方たちにとってもそのことがよく伝わるように、広報、町報等、餌のやり方、首輪をつけるとかということについての啓発をされていくということが必要かと思いますが、どのように啓発されていくのか、また質問させていただきます。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまのご質問、2点でございますが、まず餌を与えることが猫を増やすということでございまして、個人で餌をやっている人、それできちんと管理をしている人、そういった方々が現在いらっしゃるというご指摘かと思います。そういったことにつきましては、野良猫なのか飼い猫なのかという議論、若干残るかと思いますが、きちんと管理しているという方から申請があったものについては、現在も対応させていただいているというふうに考えてございます。

したがいまして、今後、その幅を広げるということでございますが、野良猫なのか飼い猫なのかという議論は若干残るかと思いますが、責任を持ってきちんと管理している方、そういった方からの申請に当たっては、去勢手術に対する補助という、助成というのは可能というふうに考えてございます。

次に、首輪、マイクロチップ等の関係でございます。犬猫の健康に対して、マイクロチップを装着することが健康に対する心配があるのではないかというご懸念、当然のことというふうに思います。また、その上で、首輪をきちんとつけるということが一つ、飼い猫、野良猫を一定程度区分していくにおいては大切なことというふうに思います。

先ほど、きちんと餌を与えて管理する中で、うちの中に入れない、それは野良なのか飼い猫なのかという部分がありますが、きちんと責任を持った対応をしていただけるように啓発をする必要が町としてはあるというふうに考えておりますので、そこら辺、きちんと責任を持って餌やり、それから管理しているということで首輪をしていただくということは大切なことというふうに考えますので、そのように啓発ができるよう、内部で検討をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） では、2番目の質問に入らせていただきます。

小布施町の学校給食における地元野菜の利用状況と供給体制について伺います。

小布施町で育つ子供たちは、心身健康に育ってほしい、町民みんなが願っていることだと思います。その子供たちの育ちにおいて、食の重要性は非常に高いものであります。身土不二という言葉があり、人間の体と土地は切り離せない関係にあり、その土地でとれたものをその季節に食べるのが健康にいいという考え方です。小布施町の子供たちが小布施町の農家の皆さんがつくった新鮮で安全な野菜を食べることは、心と体の栄養になると思います。

小布施町でも、学校給食に地元野菜を提供してくれる農家を募集し、週3回の米飯食のお米は全て小布施産、タマネギやパプリカ、キュウリ、ブドウ、ジャガイモなど、小布施町の個人の農家さんやグループの方々から購入していると聞いています。子供たちが地元の農家の方々が自分たちのためにつくってくれた野菜だと知って食べるのは、素晴らしい食育だとも思います。そして、農業者の方々もやりがいのあることと、また出している生産者グループの方たちも、そのために自分たちはやっているとおっしゃっています。

今、提供農家の募集に応じてくださる農家さんは、給食センターに野菜の提供を問い合わせますが、給食センターでは個別の対応が大変で、どこか取りまとめるところがあると計画購入がしやすいと聞いています。農業立町小布施としても、地元で収穫した安全な野菜をまず学校給食から最大限活用できる取り組みをして、地域に循環させる仕組みは大切だと思います。供給の体制、方法についてのお考えをお聞きします。

以前は、生産者さんと地産地消打ち合わせ会議が毎年開催されていたということですが、生産者さんと、またJAの方も入られていたと聞いていますが、今は開催されていないようですが、なぜ開催されなくなったのでしょうか。

教育委員会と産業振興課が連携して、振興公社や町の生産者グループ、農業者に呼びかけて、給食センターの方と一緒に説明会を開催するなどして連携を図る対策がとれないでしょうか。

また、振興公社が取りまとめの中心になると、農業者も野菜の持ち込みや保管などの面で出しやすくなるのではないのでしょうか。

昨年の学校給食における地元農産物の利用の割合はどのくらいでしたか。これからはどのくらい利用を上げようとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

〔教育次長 三輪 茂君登壇〕

○教育次長（三輪 茂君） それでは、竹内議員のご質問にお答えします。

初めに、給食センターでは、児童・生徒の皆さんが地元の農産物を旬のときに食べる地産地消、旬産旬消の取り組みは大切なことだと考えております。ご協力をいただいている生産者の皆さんに心からお礼を申し上げます。

1番目のご質問のとおり、センターと生産者との打ち合わせ会議は、平成27年度まで行っておりましたが、現在は行われておりません。会議では、次年度のセンターでの地元産農産物の地消計画や納入に当たっての留意事項などについて打ち合わせを行っていました。平成28年度からは、農産物の調達や納入の面で大きな問題がないため、学校栄養教諭が個々の生産者の皆さんとお話をする中で進めてきております。現在、生産者全体での打ち合わせ会議は開催していませんが、課題等が発生した場合あるいは発生しそうな場合には、生産者の皆さんにお集まりいただき、ご相談をしてみたいと思います。

2番目の教育委員会と振興公社の連携と3番目の振興公社が取りまとめの中心にならないかをあわせて答弁いたしますが、給食センターでは、地元産農産物を納入していただく生産者を毎年、町報を通じて募集しています。また、問い合わせがあれば、いつでもご相談をお受けしております。

センターでは、農産物の確保を計画的に進めているところですが、個々の生産者に納入の希望があっても、決められた日に、決められた規格で、決められた数量を納めていただかな

ければならないため、ハードルが高いことも事実であります。議員ご提案の振興公社が取りまとめの中心になれば、このハードルが下がることが期待できます。多くの生産者の皆さんにご参加いただければ、年間を通した計画的な生産ができ、必要な数量の確保も可能になると思います。また、センターにとっても、個々の生産者との対応でなく振興公社の人が窓口になれば、ありがたいことだと考えております。

振興公社の理事会でも、ブルムリーやチェリーキッス、果物を初めとする農産物を学校給食で使ってもらえないかお願いするべきだという意見が出されておりますので、担当者がセンター職員と実現に向けた打ち合わせを現在行っております。引き続き、生産者とセンターの双方にとってよりよい方法を教育委員会と産業振興課、また振興公社を交えて研究してまいります。

4番目の地元農産物の利用割合、また、どれくらいの利用を上げようと考えているかですが、地元産農産物の利用割合については、県で毎年6月と11月に農産物利用状況調査を行っています。昨年11月に実施した調査では、給食センターで使用する食品77品のうち、小布施町産は16品を使っており、利用率は20.8%となっております。また、昨年度、給食センターの給食物資の支出額で見ますと、支出総額5,077万円のうち、町内の生産者への支払い額は約430万円であり、これを利用率として換算しますと7.5%になります。農業振興あるいは農業所得の向上につなぐためには、前段の食品数から見た利用率よりも、後段の生産者への支払い金額を増やすことが重要だと思います。

どのくらい利用を上げようかと考えるかについての具体的な数値は持ち合わせておりませんが、現状の7.5%では利用が少ないと認識しております。支払い額の割合を向上させるためには、先ほど答弁したとおり、振興公社を中心とした供給体制の確立に向けた研究を進めてまいりたいと思います。また、引き続き、新鮮で安全安心な給食を児童・生徒に提供できるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（関悦子君） 竹内議員。

○4番（竹内淳子君） ただいまの答弁についてですが、生産者との打ち合わせ会議が今は行われていない、特別な問題はないからということでしたが、給食センターの先生に先日伺いましたところ、町報等で募集はしていて、問い合わせについては給食センターへということ、直接個別に問い合わせが来るということ、なかなかそこに対しての対応が難しい、ほかのどこかでまとめてくださると大変ありがたいというようなお話はあります。

また、今、タマネギですかね、出していらっしゃる農業者グループの風の会の方からも、そういう打ち合わせ会議が前はあったと。打ち合わせ会議もそうですが、今、呼びかけているだけでは、なかなか出したいと思っている農業者さんも、給食センターのほうで、どういう規格で、どういうものを、どういうふうにとということの詳しい状況がわからないので個別になってしまうけれども、一堂に会して何回か説明会とかこういう打ち合わせ会議が開かれると、センターのほうが必要としていることが農業者にも伝わり、また、農業者がこういうふうにしたい、こういう状況であるということもセンターのほうに伝わり出しやすくなる、農業者さんが出したいと思って、そのハードルが低くなるのではないかというような意見もございました。

ですので、またそこを、打ち合わせ会議になるのか説明会になるのか、また開かれる必要は今現在あると思いますが、そこら辺のところはどうお考えになるのか質問させていただきます。

また、ここのお答えいただきました給食センターの物資の支出金額の利用が7.5%、低いということで、農業振興や農家所得の向上には、やはりそこら辺のところを上げる必要があるという答弁をいただきましたが、先日、小布施町で環境省の講師の方がいらした、小布施町における地域循環共生圏づくりということで、環境省環境計画課環境計画官の中島恵理さんが講師にいらして、そのお話の中にもありましたが、小布施町は環境省指定の地域循環共生圏の指定になっていて、そこでは、地産地消とよく言いますが、地消地産ということをおっしゃっていました。小布施町で消費するものは、小布施町でつくろうというようなことだと思います。

また、経済のほうの循環についても、小布施町でとれたものは小布施町の人を買うという、そういう経済の循環についてもおっしゃっていましたが、ぜひそこら辺のところでは、学校給食というところもその中に取り組みられると思います。小布施町で一生懸命つくっている農産物、それが学校給食に使われて、それが所得の向上にもなるということがあると思いますので、ぜひそこら辺の取り組みをしていく必要があると思います。

学校給食費の補助とかも、またいずれ考えられるかとも思いますが、教育委員会と振興公社、あと産業振興課で連携して研究を進めていかれるという答弁については、非常にいいことだなと思っておりますが、いつごろから始めるというようなお考えでしょうか。

以上、質問2点お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 生産者のセンターへの農産物の提供につきましては、確かに町報でお知らせするだけで、特にあとはなかったというのは反省をしているところでございます。また、説明会等を開きまして、農家さんの要望ですとか希望等もお聞きする会を設けたいと思います。

その中で、産業振興、また振興公社等も交えていきたいと思ひますし、実際、具体的には振興公社、産業振興課を通しまして、振興公社とうちのセンターで、例えばですけれども、今、ブルムリーですとかチェリーキッスを使った食材を出せないかというような交渉もしておりますし、そこに農家さんがどのようにかかわるかというのも、これから早急に詰めてまいりたいと思ひます。

○議長（関 悦子君） 以上で、竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（関 悦子君） 続いて、6番、福島浩洋議員。

福島浩洋議員。

〔6番 福島浩洋君登壇〕

○6番（福島浩洋君） ご苦労さまです。

通告に従いまして、1件6項目の質問をいたします。

低区配水池（雁田）更新計画の実施について。

平成27年度より、配水池、これ飲料水ですが、の更新計画を進めて以来、ようやく令和元年度に計画実施を先日、担当課長から聞き、町民の皆さんも大変期待しているところでございます。説明によりますと、低区の配水池、有効水量2,000立方メートル、約2,000トン、以上の附帯設備を含んで最高価格5億5,000万で、竣工日を令和2年12月の予定と概略説明がありました。この施設について、もう少し理解をしたく質問をいたします。

1、現状の配水池の施設については、高区、有効水量150立方メートル、中区、同じく250立方メートル、低区、同じく2,000立方メートルと3区がありますが、その区分の理由をお聞きします。

(2) 平成27年度の計画では、高区、中区、低区をまとめて一括の予定でしたが、今回の実施計画では、なぜ低区だけなのか。また、高区や中区の更新も早急と考えるが、今後の更

新計画の予定はどうでしょうか。

3、今回の低区における最高予定価格5億5,000万の設計箇所はどのようなものなのか、その内容と規模をお聞きします。また、工事の発注方式はどのように考えておられるのか。

4、今回実施の工期は、令和2年12月の予定になっているが、その間の町民の皆さんの飲料水等へのもろもろの影響は安全安心でしょうか。

5、今回の実施計画に接している前面道路の拡幅や隅切り部の拡大を望んでいる住民の方が多いが、その対処はどうでしょうか。

6、現在、見える限り、かなり老朽化が進んでいる計画地西側の敷地の利用はどのように考えているのか。

この6項目を質問いたします。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、福島議員の低区配水池、雁田の更新計画実施についてお答えを申し上げます。

議員のご質問の中にありましたとおり、平成27年度に3配水池を1カ所に集約しての配水池更新のプロポーザルを実施いたしました。しかしながら、不調となりまして、その後、不調となった原因や事業者選定審査委員会からいただいた意見等を踏まえ、施設の形態、（工期）、資金計画の見直し、検討をしてみました。その間、町が一般質問においても、そういう経過との説明をしてきたところであります。

計画の見直しをする中で、低区配水池は、古いものは昭和3年の建設でありまして、建築経過年数から更新の必要性や緊急性が高いこと、また、低区のみ建設費用は、建設改良積立金のみを財源とすることで更新が可能であることから、大規模地震等の際も安心して給水ができるよう更新事業を実施することになったわけでありまして。

配水池の建設をする上で、材質として鉄筋コンクリート、プレストレストコンクリート、スチールの3つが代表的でありまして、それぞれ特性があります。一般的に建築工事の事業者決定は、建築物の設計に基づく工事費を算出いたしまして入札となりますが、配水池については、今申し上げました代表的な3つの材質を1つに絞ることが難しいと判断いたしまして、提案式のプロポーザル方式により実施していくこととしたわけでございます。

ことし7月18日に募集要項を交付いたしまして、7月31日に事業者の皆さんに説明会を開催し、その際は、12名の方にご参加をいただいております。これらの経過につきましては、

8月9日の議会全員協議会でも説明をさせていただいているところでございます。その後、説明会に参加された中の企業2者より参加表明書の提出をいただきましたが、このたび1者が辞退をいたしましたため、最終的には、1者が企画提案書を今月、9月いっぱい提出することとなりました。

募集要項におきましては、当初から、このプロポーザルプレゼンテーションに参加する事業者が1者であったとしても規格評価基準に従い評価を行うとしておりまして、募集要項に沿いまして事務を進めていく予定でございます。

本事業に関する詳細についてのご質問でございますが、最初の配水池3カ所の区分の理由であります。小布施町は、ご存じのとおり扇状地でありまして、高低差があります。そのため、全町に水道水を自然流下により安定供給するために、高区、中区、低区の3つの配水池を設けております。

高区配水池につきましては、不動の岩橋付近の標高445メートルほどのところにありまして、水上自治会、雁田自治会など128軒のお宅に水道水を供給しております。松川総合グラウンド横にあります中区配水池は、標高422メートルでありまして、千両自治会、クリトピア自治会など241軒のお宅に水道水を供給し、低区配水池は、標高403メートルでありまして、高区、中区配水池を除きます3,463軒のお宅に水道水を供給しております。こういったそれぞれ安定した供給をするために、3つの配水池に分けているわけでございます。

今回の実施計画はなぜ低区だけなのか、高区、中区の更新計画はどうかということであります。先ほど申し上げましたとおり、見直しを検討している中で、低区配水池の建築年、低区配水池、5つあるわけですが、最も古いものが3年あるいは昭和26年などで、ほかの配水池に加えまして建設した年数が古く、更新の必要性や緊急性が高いこと、また繰り返しになりますが、建設改良積立金でこの更新事業が可能であることから、低区配水池のみで実施することとしたわけであります。

なお、高区配水池は昭和53年、中区配水池は昭和62年の建設であります。一般的に配水池の耐用年数の基準は60年と言われておりまして、したがって、今後、高区、中区につきましても、20年、30年後のうちには、この更新が必要となってくると考えております。

3番目の低区の最高予定額5億5,000万の設計、その内容と規模、また工事の発注方式であります。今回の予定価格につきましては、配水池更新を実施した行政への視察ですとか、コンサルタント等に相談いたしまして、配水池の有効容量2,000立方以上や機械設備等の附帯工事などを総合的に検討する中で、5億円を基準に設定いたしまして、前後1割の範囲で

の提案をすることといたしました。したがって、この4億5,000万から5億5,000万の中での工事費ということをご条件としたわけでございます。

更新事業につきましては、現在、配水池に隣接する土地3,100平米の中での新たな配水池の建設を予定しております。今回の低区配水池の更新事業につきましては、今まで申しあげましたとおり、設計施工一括方式の、いわゆるデザインビルド方式による公募型プロポーザル方式で行っていく予定でありまして、業者等への設計、あるいは町での設計は行っておりません。

工期期間中の町民の飲み水の関係でございます。本更新事業につきましては、最も東側にある低区配水池に隣接する土地、今おっしゃいました3,100平方メートルの土地に建設するものでございまして、現在の浄水施設、配水池等々ですが、これらはそのまま使用することになりますので、工事中も水道水の供給には支障はありません。しかし、施設完成後に、事業内において配管の切りかえを行うこととなりますので、その際には、一時的に給水等の停止をすることになるわけですが、夜間での実施ということで、できる限り支障が出ないように対応していきたいと考えております。

5番目の実施計画に面している前面道路の拡幅や隅切り部分の拡大、6番目の計画地西側配水池4基敷地の利用の考えについてのご質問でございます。今回の更新事業におきましては、今申しあげましたとおり、現在の浄水場、配水池の解体等は含まれておりません。また、現在の浄水場にありまろ過装置、あるいは着水井とろ過器につきましては、既存のものを使用するか、新たに建設するかは、今回応募いただく事業者の提案によって決まっております。したがって、10月に予定しているプレゼンテーションがあるわけですが、このプレゼンテーションと審査の結果を受けて決めていく予定でございます。

したがって、この前面道路の拡幅や隅切り部分の拡大につきましては、事業の内容によって可能か否かを判断できるものと考えております。仮に可能であったといたしましても、事業については、町全体の道路整備がございますので、こういった中で必要性等を踏まえて検討していきたいと考えております。

また、西側配水池4基の敷地の利用についてですが、4基がある敷地の利用については、敷地内にろ過器と着水井がありまして、継続して使用していくことも想定されるわけでありまして、これも配水池の更新事業が具体的に決まらまいましたら、この敷地の利用についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） ただいまの答弁の3点ほど質問をいたします。

まず、2番目のお答えの質問ですが、20年後、30年後の更新の方針というふうにお聞きしましたけれども、これは今の平成、近いところの工事でございます、中区、高区につきましては、次世代に先送りをしてしまうというところの解釈でよろしゅうございますね。

それから、3番目のお答えに対しては、更新計画は、全てこの業者の提案を採用するということで進めておられますが、この事業はそう思ってよろしゅうございますか。

それから、4番目なんですけど、今使っている飲み水は、水質検査も滞りなく今までどおり行うということで解釈してよろしゅうございますか。

以上です。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） それでは、再質問にお答えを申し上げます。

いわゆる高区、中区、いつ更新を行うかということでもあります。今回も、いわゆる積立金を事業費相当に積み立てて行うわけですが、基本的には、今申し上げた耐用基準年数が60年ということですので、構造的には、その年数までは保つものと考えております。

ただ、どちらにいたしましても、昭和年代の建物でありますし、ここでこの低区を更新するということもあります。そこら辺も、現在の耐震性等々も、もう一回しっかり踏まえまして、可能であれば、やはりこれもできる限り早く更新状況になればしていきたいというように考えておりますが、いずれにいたしましても、そういった資金の関係ですとか、低区、中区、高区のそういった建築の関係等も踏まえまして行っていければと考えております。

それと、事業者の提案どおり行うかということでもあります。これも10月にプレゼンテーションをやる予定ですが、この内容につきましては、事業者の選定審査委員会を設置いたします。選定委員さんには、いわゆる学識経験、都市工学等の専門の先生方4名で、実際に行政関係で水道事業に携わっている方あるいは町の職員も、町からも出まして、この委員会を構成いたしまして、審査委員会を構成いたしまして、構成して審査をいたします。

この中で、いろんな技術的な面ですとか、いろいろ評価していくわけですが、その中で必要であれば、やはりいろんな技術的な面でのこちらからの意見、要望等も行っていければと思っておりますし、そこら辺が制圧された経費の可能な中で、可能かどうかということもあると思うんですが、そういった面も踏まえまして、しっかりと提案内容は精査していきたい。町の希望、また審査委員会からのご指摘も受けた中で、できる限り安心安全なものを、

水道供給ができる施設については、構築して、更新をかけていきたいと考えております。

あと、最後の飲み水の検査については、新たに工事した後も、今までと同様に行っていく予定であります。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） 先ほどの工事についてでございますが、いろいろな方から技術的なアドバイスだとか、それから企画書、いろいろされると思うんですが、最後に、この工事に関する適正な施工管理というのはどうしても出てくると思うんですが、この辺はまだ先のことだと思いますけれども、町は、どういうふうにご検討をされているのでしょうか。先ほどのコンサルタントだとかいろいろな学識経験者の方に適正な工事、施工管理というのはちょっと無理なような気がするんですが、どういうふうな監督等を考えておられますか。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 水道の関係につきましては、一定の技術についての資格を持っている町職員がおります。その職員も、この事業者さんと一体になるわけですが、その職員も含めて、この設計、施工管理等も、1年ぐらいの工事期間になるんですが、その期間、技術管理者として工事の内容をしっかりと監督していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福島浩洋君） 質問終わります。

○議長（関 悦子君） 以上で、福島浩洋議員の質問は終結いたします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（関 悦子君） 続いて、9番、大島孝司議員。

大島孝司議員。

〔9番 大島孝司君登壇〕

○9番（大島孝司君） それでは、通告に基づいて、小布施町公共施設等総合管理計画の進捗状況について質問させていただきます。

小布施町も少子高齢化、人口減少が進み、町税の伸びはなく、保健医療などの扶助費や公共施設の管理費が増加して、財政状況の悪化が心配されます。公共施設も徐々に老朽化し、

その維持管理、更新等には莫大な経費が必要となります。公共施設の縮減、廃止、統合、長寿命化なども必要となってきました。

国において、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定され、地方公共団体においても、公共施設等総合管理計画、個別施設計画を策定することとされています。このため、健全で持続可能な町政運営を進めることを目指し、個々の公共施設を単に管理することから、公共施設全体を経営資源として効果的、効率的に運営していくため、小布施町公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定しました。その年の9月に、「小布施町公共施設等総合管理計画の速やかな実践を」ということで一般質問をさせていただきましたが、この2年間で、その計画がどこまで進められたのか、進捗状況について質問させていただきます。

ここでいう公共施設とは、建物施設とインフラ施設であり、建物施設は、庁舎、消防防災施設、高齢者等福祉施設、障害者支援施設、小学校、中学校、幼稚園、保育園、給食センター、教員住宅、図書館、文化施設、体育施設、産業振興施設、観光施設、公園、町営住宅などであり、インフラ施設は、道路、橋梁、上水道施設、下水道施設などがあります。

第1ステップとして、公共施設等総合管理計画の策定、第2ステップとしては、個別施設計画の策定、第3ステップとしては、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設をどのように再編または保全していくのかを明らかにし、取り組みスケジュールを実行計画に落とし込む公共施設マネジメント実行計画の策定、第4ステップとしては、実行計画に基づく具体的取り組みの実施となります。

そこで、以下の7項目について質問をさせていただきます。

1点目として、総合管理計画では、「建物施設については、人口減少、厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、施設の複合化、多機能化により必要な施設保有量をはかり、縮減を目指します」とありますが、具体的な縮減数値目標は立てていませんでした。

国は、計画の実効性を確保するためとして、可能な限り数値目標を定めるように求めています。長野県では、県と77市町村がそれぞれつくった公共施設等総合管理計画で、県と48市町村が施設の縮減数値目標を設けたのに対し、小布施町を初めとした29市町村は、縮減数値目標を設けませんでした。その理由について、2年前の答弁では、「これからの施設に求められる管理運営方法について議論を深める中で、町民の皆さんの理解を得ながら改善方法を検討し、具体的な縮減目標を定めてまいりたいと考えています」とのことでしたが、2年経過した今、具体的な数値目標について伺います。

2点目として、平成30年度中には個別施設計画の原案をまとめ、平成31年度中に町報や町政懇談会で町民の皆さんに説明し、パブリックコメントで広く意見を聞いていくとのことでありました。また、個別施設管理検討委員会の中で議論を進め、検討していくとのことでありましたが、個別施設計画は何か所の施設を対象としているのか、そのうち何か所の個別施設計画が完成しているのか、また、公共施設等管理検討委員会の開催状況と成果について伺います。

3点目として、個別施設計画を策定した中で、廃止となった施設、統合となった施設について伺います。

個別施設計画は、小布施町公共施設等総合管理計画で次の4つの基本方針に沿って策定されています。その基本方針とは、1として、公共施設等総保有量の適正化、2として、公共施設等の長寿命化の推進、3として、民間活力の導入、4として、町民の皆さんとの協働による公共施設等の管理という4つの基本方針に沿ってつくられました。

町の公共施設総量は、延べ床面積が5万7,452平方メートルであり、151施設あります。個別施設計画で対象とした施設は、5万3,686平方メートルの132施設ありますが、廃止、統合といった具体的な結論が出ていないように見えますが、見解を伺います。

4点目として、ハイウェイミュージアムをスポーツコミュニティーセンターとして民間に指定管理をした結果、一般財源から年間1,800万円歳出していたものが、翌年度決算では190万円でありました。また、30年度決算では、通信費9万円、警備保障委託料66万円、公園施設管理委託料78万円の計150万円でありました。指定管理にしたことにより、一般財源の歳出削減に大きな効果がありました。他の公共施設においても、指定管理に移行すべき施設があると思われまます。

基本方針では、「施設の整備、管理運営において、民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入するため、指定管理制度をさらに多くの施設に導入することや、PPP、PFI等の活用について研究し、施設運営における官民の役割分担を検討します」とあります。また、2年前の答弁では、施設の管理体制等を考慮し、具体的に検討を進めていくとのことでありましたが、検討の結果はどのようになったのか伺います。

30年度決算を見ますと、フラワーセンターの管理運営3,160万円、高井鴻山の管理運営費1,480万円、おぶせミュージアムの管理運営3,670万円等々ありますが、指定管理の方向性を伺います。

5点目として、既に指定管理となっている施設においては、補助金や委託料を見直すべき

施設もあると考えますが、町の見解を伺います。

30年度決算を見ますと、ブランド戦略事業に1,100万円、フローラルガーデンの管理運営に1,860万円、6次産業センターの管理運営に760万円、ふるさと創造館の管理運営に280万円とありますが、見解を伺います。

6点目として、建物施設を全て更新する場合、40年間で260億円、年6億5,000万円、インフラ施設を全て更新する場合、40年間で250億円、年5億2,000万円と計12億7,000万円が毎年必要になるとあります。健全で持続可能な町政運営を進めるためには、この経費を幾らに抑えればいいのか見解を伺います。

個別施設計画を策定し、今後必要な経費を算定していくとのことでありましたが、その必要な経費の算定結果について伺います。

7点目として、総務省が29年度総合管理個別計画に基づいた施設の集約化や長寿命化による建てかえなどの際に発行できる有利な起債制度、公共施設等適正管理推進事業債を創設しました。総額で3,500億円であります。

公共施設等適正管理推進事業は、次の6事業を対象としています。

1として、集約化、複合化事業。延べ床面積の減少を伴う施設の集約化、複合化事業で個別施設計画に位置づけられた事業。

2として、長寿命化事業。公共用建物の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸する事業や、道路、農業水利施設など社会基盤施設について、所管省庁が示す管理方針に基づき実施する事業で個別施設計画に位置づけられた事業。

3として、転用事業。多用途への転用事業で個別施設計画に位置づけられた事業。

4として、立地適正化事業。コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業で、立地適正化計画に基づく事業。

5として、市町村役場機能緊急保全。昭和56年の耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建てかえ事業で個別施設計画に基づく事業であって、建てかえ後の庁舎を業務継続計画に位置づける事業。

6として、除却事業の以上の6事業が対象とされ、地方債の充当率については、1が充当率90%、交付税措置率50%、2、3、4が充当率90%、交付税措置率30%、5が充当率90%、交付税措置対象分75%、交付税措置率30%、6が充当率90%となっています。

事業年度については、平成29年度から令和3年度までの5年間、5については、緊急防災減災事業の期間に合わせて令和2年度までの4年間となっています。公共施設等適正管理推

進事業債の町の見解を伺います。

○議長（関 悦子君） 中條財務課長。

〔財務課長 中條明則君登壇〕

○財務課長（中條明則君） それでは、私のほうから大島孝司議員の質問に答弁申し上げます。

最初の質問ですが、2年経過した今、具体的な縮減目標はという質問から、4番目の指定管理に移行すべき施設があると思われませんが、検討結果はということで、1番目から4番目の質問に、まずまとめて答弁させていただきます。

町の公共施設等は、人口減少や厳しい財政状況により、今後、老朽化が進んだ場合、全ての施設を維持、更新することは困難な状況となっています。この計画は、国からの要請を踏まえ、全ての公共施設等を対象として策定し、今後は、各施設を効果的、効率的に運用をしていくために、本計画に基づき、施設ごとに個別施設計画を策定し、更新、統廃合、長寿命化などについて計画的な取り組みを進める必要があります。

昨年は、公共施設の今後のあり方の検討や公共施設の個別施設計画の作成を行うため、7月から8月にかけて、公共施設の劣化状況調査を行っております。また、8月に公共施設等管理検討会議を設置いたしました。委員は、副委員長を委員長に各課長で構成するものです。さらに、町民の皆さんのご意見をお聞きしたく、9月に委員の募集をホームページで行いましたが、応募がありませんでした。

10月に公共施設等管理検討会議を開催し、個別施設計画についての説明を行い、施設類型ごとの個別計画検討シートの記入を各委員に依頼いたしました。劣化状況調査の結果や個別計画類型ごとの個別計画検討シートをもとに、各課からヒアリングを行い、小布施町公共施設個別施設計画の原案を作成することができました。

この計画の対象施設は、公営住宅を除く公共建築物で、延べ床面積は5万3,687平米で、132棟を対象にしております。施設は、文化系施設、スポーツ、レクリエーション施設、子育て支援施設、保健医療施設、公園、それから学校教育系施設、社会教育系施設、産業系施設、保健福祉施設、行政系施設、その他の施設類型に分類し、掲載しております。各施設の劣化度や必要度、大規模改修や長寿命化改修の時期や予想される経費、各施設の課題等をまとめたものです。

縮減目標については、具体的に何パーセントとは定めてはおりませんが、小布施町人口ビジョンに基づき、2040年に9,543人程度の人口維持を前提に計画を策定いたしました。この人口ビジョンに基づき縮減率を算定しますと9.827%となり、縮減目標面積は5,275.8平米と

なります。まだ本計画は原案の段階でありますの、議員ご質問の廃止となった施設、統合となった施設については、その方向で検討する施設について何施設かは掲載していますが、具体的なお答えは今の段階ではできませんので、ご了承願います。

今後は、早急に公共施設等管理検討会議を開催し、本計画の内容を精査し、さらに指定管理に移行すべき施設や有償譲渡可能な施設を選定してまいります。民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に活用することは、公共施設の運営管理にとって重要なことと考えておりますので、民間での運営が可能な施設については、指定管理や積極的に民間への譲渡を考えるなど、さらに検討をしてまいります。

5番目の既に指定管理となっている施設の補助金や委託料の見直しをすべき施設ということの質問でございます。昨年9月会議におきましても、議員より新たな歳入創出と財源確保についてご質問をいただき、その中で公共施設のあり方の検討につきましても言及いたしております。公の施設の指定管理につきましては、施設を効果的、効率的に運営するために民間ノウハウを活用することが有効であることから、一定期間管理いただく制度となっております。ご指摘の補助金や委託料につきましては、施設の効果的、効率的な運営を行う上で必要な経費と考えており、行政が直接運営するよりコスト削減効果もあると考えております。

しかしながら、議員からご指摘いただいたことも十分検討していく必要があると感じており、長い指定管理期間の中で漠然と予算計上するのではなく、町民の皆さんの要望に沿った公の施設の運営を行うための適切な補助金、委託料を算出し、指定管理事業者の皆さんにもご理解をいただきながら進めてまいります。

6番目の今後の必要な経費の算定結果というご質問でございます。今後の施設維持、更新コストについて申し上げます。本計画においては、更新単価は、当町が今まで行ってきた修繕工事等の実績を考慮し、機械的に算出したものを使用しております。建築を40年前後で建てかえを行った場合、今後40年間のコストは170億円、年間4.2億円かかると試算されます。これを長寿命化等により80年に建物の耐用年数を延ばし、また、使用頻度が低下し、有効性が下がっている建物については取り壊し、また、有償譲渡を検討することでの経費削減要素を加えると、年間、40年間の維持、更新コストは総額約130億円、年3.2億円となります。

今後は、先ほど申し上げましたように、公共施設等管理検討会議を開催する中で、施設修繕の優先順位や適正な予算配分について検討をしてまいります。

最後に、7の質問にご答弁いたします。公共用施設等適正管理推進事業債の見解です。この事業債につきましては、議員ご指摘のように、一部を除き、令和3年度まで活用ができません。

す。町では、来年、再来年、この事業債の対象となるような集約化、複合化事業、長寿命化事業等は今のところ予定はしてございませんので、この事業債を活用することは想定しておりません。

なお、本年度新たに総合計画、総合戦略の策定を行います。5年、10年先の町の姿を描き、町が優先的に取り組むべき地域課題や施策について取りまとめるものです。この計画を町民の皆さんと一緒ににつくっていくため、テーマごとに専門部会の開催を予定しています。その中の一つに、小布施の公共施設の未来をテーマにした専門部会を予定しています。この専門部会にお諮りすることで、町民の皆さんからご意見、ご提案をいただきながら、町総合計画などの状況を踏まえ、今後の公共施設のあり方を一緒に考えてまいります。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島議員。

○9番（大島孝司君） それでは、8点について再質問させていただきます。

ただいまのご答弁では、建設施設については、今後40年間の維持、更新コストが総額130億円だというお話、年間3億2,000万と試算しているとのことでありましたが、小布施町公共施設総合管理計画では、建物施設については、40年間で260億円、年6億5,000万と試算しております。この公共施設等総合管理計画からいきなり半分になったという、この辺の経緯をまずお伺いいたします。

それから、2点目といたしまして、個別施設計画について伺います。公共施設等総合管理計画は、策定後、速やかに全議員に配付され、またホームページにも、策定後すぐホームページに掲載され、誰でも見られるように公表されておりましたが、この今回の個別施設計画では、平成31年3月に策定されたにもかかわらず、議員への配付もなく、ホームページにも公表されていない状況であります。この辺の理由についてお伺いいたします。また、ホームページにはいつ掲載されるのか伺います。

3点目として、公園についてですが、公園については、平成25年度に個別施設計画が策定されていますが、今回の公共施設個別施設計画とは整合性がとれているのか伺います。

また、4点目、有利な起債、公共施設等適正推進事業債について、ただいまの答弁では、活用することは想定していませんとの答弁でありましたが、小布施町公共施設個別施設計画では、ことしの3月につくった計画であります。ここでは、第9章、継続的運用方針の第2項、財源確保の中で、「公共施設等適正管理推進事業債等を最大限に活用して実施します」とありますが、どちらが正しいのかお伺いいたします。

5点目として、小布施町公共施設個別施設計画では建物施設のみとなっていますが、インフラ施設については、小布施町公共施設等総合管理計画では、「国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づいて、種別、道路、橋梁、上水道、下水道ごとに策定する個別施設計画により対応します」とあります。インフラ施設の個別施設計画はどうなっているのか、また、いつ策定するのか伺います。

6点目です。縮減数値目標は立てないとのことでありましたが、なぜ立てないのか、再度伺います。建物の維持管理費が40年間で260億円と試算していたものが今回130億円という試算になったという根拠として、ある程度の縮減目標を立てたからこの数字が出てきたんだと思いますが、伺います。

7点目といたしまして、指定管理について、2年前の答弁では、施設の管理体制を考慮し、具体的に検討を進めていくとのことでありました。先ほどの私の質問は、検討した結果はどうだったかという質問に対しまして、答弁が検討していきますというはおかしいと思いますが、再度伺います。

それから、8点目といたしまして、管理検討委員会が一般公募をしたけれども、公募がゼロだった。今は、課長以上の町職員だけでやっているというお話でありましたが、さらに一般人、学識経験者等を入れる考えはないのか伺います。

以上、8点について伺います。

○議長（関 悦子君） 財務課長。

○財務課長（中條明則君） それでは、大島議員の再質問等にお答えを申し上げます。

いきなりちょっと試算の計上といいますか、建物修繕の経費が下がっているのはどういうことかということでございますが、今回、この計画の原案の中で作成しているものは、過去の小布施町が、町が5年ぐらいたかたのぼって各施設を修繕したものについての単価の平均をとって、それぞれの施設ごとに平米当たりの単価を出しまして、それで大規模改修にはそのうちの何パーセント、あるいは長寿命化には何パーセントというような出し方で機械的に出しております。ですので、このような数字になったかと思えます。それで、総合管理計画のほうは、どうしてもちょっと国の単価を使っておるということで、ちょっと割高になったのではないかと思います。そのような原因かと思えます。

それから、個別施設計画、なぜこう公表しないのかということですが、これにつきましては、ちょっと私も大分反省をしております。当初は、原案ということの当然前提として、早目の公表というようなことも考えておったんですけれども、やはり役場内部での

オーソライズというのがまだできておらない状況でございまして、その中で、例えばどこの施設を統合なりしていくかというようなことが出ております。少ないですけども、出てくるものもございまして、住民の皆さんに不要な心配をかけてしまうのではないかとというようなことも考慮をいたしまして、やはり内部でしっかりともうちょっとオーソライズしたものを出していきたいということでございまして、時期的なものについては、ちょっと今、明言はできませんけれども、早急にこれも進めていきたいというふうに考えておりますので、お願いします。

それから、その次の公園の個別施設計画とは整合性がとれているかということでございまして、この中の公園につきましても各施設、例えばステージとかそういうものについての部分的なものについて、こちらの建物の部分だけ計上してございまして、全体の公園との個別施設計画の整合性というものについては、ちょっと別の考え方に立っているかなという感じがいたします。ですので、建物の部分については、それで整合性がとれているか感じております。

それから、次の財源、起債の関係のご質問でございまして、今回、令和3年度までしかちょっと活用ができないという中で、現実的なところでちょっと難しいのかなということで、そういうことにお答えをいたしました。ただ、この計画は、まだ原案という段階でございまして、対外的には、例えばこれで起債の活用をしていくということになれば通用するものでございまして、そういった意味において活用をしていくと、財源確保をしていきたいということで、計画の中ではそういう起債をさせていただいておるところでございまして。

それから、インフラのですかね、いつごろつくるかということでございまして、こちらにつきましても、この計画が軌道に乗ると言えばあれなんですけれども、一つ完成を見てからということになりますので、まだちょっと具体的な日程というものについては、まだちょっとこれからということになりますので、ご了承をお願いいたします。

それから、指定管理につきましても、確かに議員おっしゃるように、ちょっとまだ私どものほうでも、やっこのたたき台というものができたところからございまして、今後の検討ということになってしまって、これについては申しわけなく思っております。

それから、最後、一般の方がちょっと、募集をしたんですが集まらなかったということなんですけど、先ほどちょっと答弁の最後に申し上げましたが、総合計画のこれから策定というものがございまして、公共施設の未来を考える部会という専門部会等も立ち上がるというこ

とでございますので、そういうところで、先ほど申し上げましたように計画をお諮りして、ご意見をいただいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

もし答弁漏れありましたら、ご指摘お願いします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島議員。

○9番（大島孝司君） まず最初に、答弁漏れからお願いしたいと思います。

答弁漏れ、1点目、ホームページにはいつ掲載されるのかという、これは個別施設計画がホームページにいつ掲載されるのかということが答弁漏れであります。

また、次の答弁漏れとして、先ほど6番目に質問させていただきました縮減数値目標を立てないことについての理由で、40年間で260億円と試算していたものが今回130億円というような、半分になったということは、やはりある程度の縮減目標を立てたからだと思っておりますが、その辺についてお伺いいたします。

また、もう一つ答弁漏れですが、指定管理についてので、今回、前回の答弁で検討を進めていくということに対しての今回の質問が検討した結果どうなりましたかという質問でした。その答弁に対して、検討していきますという、この答弁はおかしいのではないかという、そういう質問であります。

まず、答弁漏れについては以上です。

それから、再質問になります。

小布施町公共施設等総合管理計画と小布施町公共施設個別計画では、経費、維持費の算出方法が違うというようなお話であります。片方は40年間で260億円、片方は40年間で130億円、丸っきり違う数字であります。どちらに信憑性を持った方がいいのか、確たる根拠のあるものはどちらなのかということをお伺いいたします。

また、再々質問の2点目といたしまして、有利な起債、公共施設等適正推進事業債について再質問をいたしましたけれども、今の答弁は、よく、はっきりわからないんですけれども、先ほどの答弁では、活用することは想定していませんという先ほどの答弁だったんですけれども、その後の再質問に対する答弁とまたちょっと違うんだけれども、それから、公共施設個別実施計画では、最大限この有利な起債、公共施設適正管理推進事業債、最大限に活用して実施していきますという文が文字で残っております。ちょっとこの辺について、もう一度はっきりした答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 中條財務課長。

○財務課長（中條明則君） すみません、ちょっと答弁漏れ等、申しわけございませんでした。

ホームページの掲載時期でございますけれども、これにつきましては、早い、なるべく早目ということでご了承願います。これからさらに内部、先ほど申し上げましたように、内容について、役場内でもオーソライズをしていきたいというふうに思っております。できれば秋ぐらいまでには何とか上げられればいいのかなどというふうに考えております。

それから、縮減目標なんですけれども、すみません、これにつきましては、数字を決めてしまうということで、これちょっとほかの市町村名は申し上げられないんですけれども、なかなか数字がひとり歩きしてしまって、ちょっと苦慮しているというような話もちょっとお聞きしたことがあります。

いずれにいたしましても、実際にどれぐらい縮減できるのか、あるいはそういうものとあわせて考えていく必要があるかなということ、ちょうどまた今回、総合計画の見直し等で人口ビジョンも当然見直しを行うということでございますので、その辺につきましても、先ほどから申し上げている専門部会にお諮りいたしまして、そういったご相談をしながら、いかなる縮減目標等がいいのかということについてもご相談をしていきたいと思っております。

それから、ちょっとすみません、先ほどちょっと誤解を招くような言い方をして申しわけございませんでした。指定管理の関係でございますけれども、これにつきましては、まず個別施設計画のたたき台をつくってから今後の検討ということになりますので、その辺につきましても、まだ具体的には進んでおらないのが現状でございます。ですので、ちょっと先ほどは遅くなっておりましてというようなことで申し上げましたので、その辺、ご了承のほうをお願いいたします。今後ということをお願いいたします。

それから、先ほどの再質問に対してのまた質問でございますけれども、公共施設の総合管理計画と今回の個別施設計画の経費の算定が違うという、どちらに信憑性があるかということでございますけれども、信憑性につきましては、今回の原案のほうが信憑性があるというふうに考えております。一応先ほど説明いたしました、単価につきましては、過去の小布施町の修繕結果等を踏まえた中で作成をしておりますので、こちらのほうに信憑性があるというふうに考えてございます。

それから、すみません、先ほどの地方債の起債の関係でございますけれども、長期的には、そういう計画に書いてあるとおり、最大限に活用して財源確保をしていくということの基本を考えております。ただ、このところ、計画ができ上がってしまっていて、このところすぐ

に統合とか修繕とかのものがございませんでしたので、ちょっと今回、答弁の中ではそういう答弁をさせていただきました。また、これも原案の段階でございますので、そういった面でちょっとこの表現が誤解を招くということであれば、またその辺の修正も踏まえまして再度検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島議員。

○9番（大島孝司君） 再質問させていただきます。

インフラ施設についてなんですけれども、道路、橋梁、上下水道、これにつきましても、40年間で250億円という大変莫大な金額がかかるわけでありましてけれども、先ほどの答弁の中では、いつ策定するのかという答弁がなかったのですけれども、大変これについては、建物施設の個別施設計画同様、このインフラ施設の個別施設計画も大変重要かと思えます。再度、いつ策定するのかお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 財務課長。

○財務課長（中條明則君） すみません、再々質問にお答えいたします。

当然、議員おっしゃるように、このインフラの長寿命化ということも大変重要なことだと思っております。例えば現状におきましては、道路等につきましては、毎年一定の経費を分けて修繕等を行っておりますし、下水道の配管等につきましても、下水道の特別会計といたしますか、そちらのほうで順次進めておるわけでございますが、一応、今後、この個別施設計画がひと段落した時点で、当然、公共施設等管理検討委員会も継続してございますので、そういった問題についても、インフラ整備計画、いつつくるのかといったことも含めまして、今後の検討をさせていただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で、大島孝司議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定ですが、再開は放送をもってお知らせいたします。

ご苦労さまです。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） ご苦労さまです。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 一 広 君

○議長（関 悦子君） 7番、小林一広議員。

小林一広議員。

〔7番 小林一広君登壇〕

○7番（小林一広君） お疲れさまです。

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

近年、高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故が頻繁に起き、悲惨な事故としてニュースになっております。例を挙げますと、きりがありません。皆さんもご存じですので、これは取り上げていきませんが、20代の方も踏み間違いの事故が多いようです。しかし、反射神経がすぐれているということで、即座に対応をし、大事に至っていないというところでございます。しかし、高齢者になりますと、やはり対応ができず、猛スピードが出ることにより、またパニックに陥ってしまい、大事故になってしまっているのが現状です。これはやはり若者に比べ、股関節等が硬くなるのが原因というふうに言われております。そこにはやはり反応が伴いません。

高齢者による事故を未然に防ぐことの大切さは、地域住民や子供たちを事故から守るためだけでなく、本人の家族を守るためにもとても重要なことと考えます。75歳以上の高齢ドライバーの免許の更新時には認知機能検査などを実施しておりますが、アクセルとブレーキの踏み間違い等による痛ましい事故は後を絶っておりません。

高齢者ドライバーの事故防止等について伺います。

小布施町での高齢者ドライバーによる事故の実例はどのような状況か。

2番として、今現在、町として高齢者ドライバーに対する対応はどのように考え、対応は行っているのか。

3番として、国では対策に取り組む中、サポカーという愛称をつけ普及に取り組んでいますが、東京都では、高齢者ドライバーの事故防止対策として、アクセルとブレーキの踏み間違いを防止する装置などをつける高齢者に対し、費用の9割を補助する方針を明らかにして

おります。小布施町においては、検討されているのでしょうか。もしされていないとしたら、ぜひ検討していただきたいと思いますので、お答えをお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 小林一広議員の高齢者ドライバーに向けた取り組みについての質問にお答えを申し上げます。

高齢者運転者の対策につきましては、平成28年10月28日の横浜市での小学生児童の死亡事故を契機に取り組みが強化され、翌平成29年3月12日から、改正道路交通法により75歳以上の方に認知機能検査が義務づけられ、認知症と判断された場合には、運転免許の取り消しや停止の措置がとられることとなっております。

町では、高齢者の事故防止に向け、高齢者を対象とした交通安全教室や交通安全期間中の高齢者宅訪問など、事故防止に取り組んでできているところであり、安心安全なまちづくりに欠かせないものと考えております。

これらを踏まえまして、お答えを申し上げます。

まず、1点目の町内での高齢者ドライバーによる事故の事例についてですが、高齢者ドライバーにつきましては、65歳以上ということでお答えをさせていただきます。

小布施町内で発生した人身事故の件数は、平成29年は33件で、高齢者が関係する事故は12件で全体の36%、平成30年は32件で、高齢者が関係する事故は17件で53%となっており、1人の高齢者の方がお亡くなりになっています。本年に入り、1月1日から8月末までに町内で発生した人身事故は14件で、そのうち高齢者が関係する事故は5件、36%となっております。

死亡事故があった場合には、関係者等で現地診断を行っており、今後の対策の検討をしております。昨年の事故の場所は、見通しのよい水田地帯であり、一時停止をしなかったこととコリジョンコース現象、これは見通しのよい場所で2台の車が1点に向かって同じ速度で直進しているとき、相手の車が背景と一体化してしまうことによりまして、動いている物体と認識できないまま接近してしまう、とまっているかのように見える現象のことですが、これによるものと思われれます。

そのほかの事故の原因等につきましては、把握ができておりませんので、ご了承をお願いいたします。

2点目の高齢者ドライバーに対する対応の考えと実際の対策についてです。ご存じのよう

に、当町は、昭和37年に交通安全のまち宣言をしており、町交通安全協会を中心に交通事故のないまちづくりに取り組んできています。高齢者ドライバーに対する対応の考え方につきましては、特に近年、痛ましい事故の報道がたびたびされている状況を踏まえ、町としても取り組みを強化していくことが必要と考えております。

平成30年の町内での75歳以上の免許所有者は1,000人ほどで、1年間に免許を返納する方は30人程度となっており、高齢になっても自動車を使用せざるを得ない状況があるものと思われ、運転ルールの周知や運転技術の維持が必要と考えております。

現在実施している対策は、年4回実施の交通安全運動期間中の人波作戦にあわせ、高齢者宅を訪問しての安全運転等の周知、高齢者の方を対象とした交通安全教室講和、これにつきましては、老人クラブの方々の総会等にあわせて実施をさせていただいております。また、交通安全体験車、チャレンジ号などによる体験型の研修を行っております。また、自動車各社でのサポカー、これにつきましては、自動ブレーキ搭載車両やサポカーS、これにつきましては、自動ブレーキに加えてペダルの踏み間違え時の加速制御装置搭載車両になりますが、デモ試乗も可能とお聞きをしていますので、今後の啓発活動に取り入れていければと考えているところです。

3点目の高齢者安全運転支援装置の設置補助についてです。新聞報道でご存じのように、東京都では、本年7月から来年3月末までを対象期間として、都内に住所のある来年3月末現在で70歳以上の方の所有等の車を対象に安全運転支援装置の設置補助、これにつきましては、9割補助で上限は10万円となっておりますが、を実施しています。

当町においての検討状況ということですが、具体的に検討をしたことは今のところございません。県内での補助の実施状況について県に問い合わせをしたところ、サポカー購入補助については、2町村で実施しているが、安全支援装置の設置補助を実施している市町村はないとのことでした。今後、安全支援装置の設置が一層普及、推進されるものと思っております。普及状況や他市町村での対応等を踏まえ、検討をしていきたいと考えております。また、それとあわせまして、引き続き、一層事故防止の啓発活動にも努めてまいりたいと考えております。

現在、国でも安全対策に取り組んでいます。去る8月28日の信濃毎日新聞の記事によりますと、本年7月に自動車各社に対し、国土交通省より、ペダル踏み間違い防止、事故防止のための安全運転支援装置の開発計画の策定が求められ、8社より報告があり、多くが来年夏以降の商品化を見込んでいとされています。国において、高齢者事故の防止、具体的には

サポカー、サポカーSの普及に取り組んでいることから、今後、何らかの制度設計がされるかとも思っておりますので、これらの動向につきましても注視をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） 町では、年4回の交通安全運動の講習のところで指導しているということでございます。しかし、やはり事故の原因を見ますと、どうしても高齢による機能の衰えによる対応の不十分さ、もう知能的なものになってしまうんですけども、そういったことで起きているということが現状であります。

極端なことを言うと、横向いたときに足の股関節、ブレーキを踏んでいるのがアクセルのほうに移ってしまって、その感覚がやっぱりとっさに認識できない状態で、自分ではブレーキ踏んでいるつもりがアクセルを踏んでしまうというのが原因ということらしいです。そういったことは、やはり講習の中で幾らやっても、やっぱり対応はできないのかなというふうに感じております。

そういった中で、県に問い合わせした中で、まだ県内ではそういった補助事業等はやっていないということであります。他市町村の状況を踏まえ考えるということでございますけれども、やはりそういったものは他市町村の例を見るまでもなく、やはり小布施町独自として、当然もう検討していいのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、やはり高齢者を対象に年4回の交通安全運動のほかに、そういうチャレンジ号による機能測定の体験型の研修等も行っておりますので、4回だけではないということをご理解いただきたいかと思います。

それと、あと、今ご質問の中では、他市町村どうこうではなくて、小布施独自の検討をすべき時代に来ているのではないかという趣旨だと思われま。先ほども申しましたように、まずは運転されている方に対して研修といいますか、体験型の研修等を通じて、より安全運転に心がけていただくと、そういうようなことからまずやっていきたいかと思っております。そういう行動を踏まえた中で、助成制度が本当に必要かどうかということについて検討する中で最終的な結論を出していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） じゃ、小布施町では悲惨な事故が起きないように、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

さて、私が小布施町議会議員になった、ちょうど当時ですけども、それは2011年3月11日の東日本大震災が起こった、その年でございました。そのときに、庁舎の非常用電力についてをお伺いしております。あれから8年、自然再生エネルギーを含めエネルギー関係においては、かなりの進展が見られております。

そういった中で、小布施町はどのように対応してきたのかと疑問に思っております。長野電力による、長野自然電力による水力発電ができ上がり稼働したことは、非常に素晴らしいことであると思っております。また、公共施設においても、屋根貸しを初め、町非常電力として確保できているというふうに感じております。しかし、やはりもう今の時代、屋根貸しの時代ではないんじゃないかというふうに私自身は感じております。やはり自家発電、自家消費の時代に来ているのではないかというふうに感じております。

そんな中、8月3日の須坂新聞ではございますけれども、高山村の役場庁舎に環境庁の補助事業、地域の防災・減災と低炭素化を同時に実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業を活用した役場庁舎の電力を賄いながら、災害時の非常電力を確保したという報道がなされました。

これは庁舎の屋根に192枚の太陽光パネルを設置し、発電量は42.6キロワット時ということです。また、この発電量は、庁舎の約4分の3ほどを賄うことができるということでもあります。また、地下に蓄電池設備を2台設置し、発電量97.2キロワット時の容量がございます。それを設置いたす予定ということです。それにあわせ、また空調設備も5台とLED照明が70灯導入されるということがございます。これは平時の役場庁舎の電力を一部賄いながら、災害時の電力、また蓄電力を賄いながら、災害時の電力を蓄電池から供給し、非常用電力を確保する設備ではございます。

このような近隣町村ですばらしい事例があるということ踏まえて、質問をさせていただきます。

今の小布施町の非常用電力の状況はどのようなものか。

また、屋根貸しによる非常用電力が確保されていますが、その規模、容量はどのような計画になるのか。

3番としまして、今回この高山村庁舎に太陽光発電による非常用電力の確保、また庁舎の電力の一部を補完することがこの補助事業により決まっております。この補助事業の情報は、当町としては把握しているのか、また、当町としては、この検討は考えられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（関悦子君） 竹内総務課長。

〔総務課長 竹内節夫君登壇〕

○総務課長（竹内節夫君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、今の非常用電力、これは役場庁舎ということでしょうか。

○7番（小林一広君） はい。

○総務課長（竹内節夫君） 今現在、役場庁舎における非常用電力、電源、これにつきましては、平成8年度に事業費約2,700万円ほどをかけまして、石油、化石由来のエネルギーではあるんですけども、ディーゼルエンジン、これを動力としました発電機を設置しております。今、役場庁舎、それから公民館庁舎、全て1階から3階まであるわけですが、この両庁舎の全フロアの照明、電灯、それから役場庁舎と保健センターの1階、こちらにつながっています主要なコンセント、こちらに非常時に、停電時に電力が供給される設備となっております。

このディーゼルエンジンをもととした発電機なんですが、発電容量が125キロボルトアンペアと、これも消費電力の一部の表示らしいですが、125キロボルトアンペアと表示されていまして、実際に作動させる機械や照明器具、これの電気総合率を控除した消費電力、これがワットに切りかわるみたいなんですけれども、それだけの容量のものだということで、停電時に必要なコピー機ですとか電話、ファクシミリ、パソコン、これも数台という台数になるかと思うんですが、こういったところが使えるということでございます。

それから、1回のこのディーゼルエンジンの燃料補給で稼働できる時間が72時間ございまして、仮に交通インフラなどの被害を伴う災害時であっても、昼夜を問わず3日間は連続して稼働することができる。また、断続的な運転であれば、それ以上に延ばすこともできますし、燃料補給をすることによって、ずっとこれも稼働することができるというのが今現在の役場庁舎における非常用電源の確保状況でございます。

それから、屋根貸しによる非常用電源の確保ということなんですけれども、これは町では昨年度、再生可能エネルギーの拡大、それから公共施設の機能強化、地域経済の活性化を目的に、各公共施設への屋根貸し事業を公募いたしました。全て、14カ所の設置プランに対しまして

審査会を行いまして、審査の結果、6施設がその設置が適当であるということから、6施設、今現在進めておるわけですが、そのうち最も面積が広いものが総合体育館で364平米、パネル216枚、平常時利用できる最大出力が49.5キロワット、災害時自立運転が13.5キロワットと予定しております。また、最も面積が小さい、これは生活支援ハウスになりますけれども、81平米、パネル48枚で平常時利用で11キロワットを予定されています。

それから、設置は行えなかったんですけれども、役場庁舎もその検討の施設の一つになっておりました。こちらのほうには、計画された事業者からのものでいきますと、北斎ホール、この切り妻の屋根の両面に、全面にパネルを設置しまして、面積が364平米、発電容量は59.4キロワットと示されております。ちなみに、工事費は約780万が予定されていたということでございます。

これが検討会を行って、非常時という観点でなくて、先ほど申し上げた3つの観点から審議したときに、このパネル設置がもたらす周囲の景観との兼ね合いというものが議論の焦点になったわけなんですけれども、やはりこの役場庁舎に関しては、議員からご指摘のありますとおり、災害時の拠点施設となるということから、そうしたことを考慮すべきという意見もあったわけなんです。今現在の非常用電源もあるというようなこともございまして、災害拠点、それから景観の両面から議論は行われておりますが、結果としては、当面設置はないということになっております。

こうした中、国の計画ということもございますけれども、若干説明になってしまうんですが、国では、昨年、国内でたび重なるように発生した豪雨災害あるいは北海道胆振東部地震など自然災害が多発したことから、急遽、防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策、これは昨年12月に閣議決定されておまして、これを受けて、関係省庁において、さまざまな緊急対策案が示されました。その一つとして、環境省における電力インフラの強靱化に関する緊急対策が示されまして、この対策の一つに、今回、高山村が実施する補助事業があるということでございます。

町として、これをじゃ、把握していたのかということなんですけれども、先ほどから申し上げますとおり、非常用電源としての必要性といったものは、とりあえず今の化石由来の非常用発電機がございますので、これについては、特に導入検討としたものはしてきておりません。

しかし、ご指摘のように、災害への備えということに関しましては、これで十分ということはないんだということも捉えております。実際に高山村さんのように、既存の発電機の補

完として太陽光パネル設置、これも行う例もありますし、町でもそうしたことも踏まえ、また、この今現在の発電機も平成8年設置ということで、設置以来23年が経過しております。

そういったことで、いつか近い将来には、こうした既存の発電機の入替え検討といったものが求められておまして、その際に、これまでのまちづくりの景観をなしてきた景観形成、そういったものに対してどのような非常用、災害時のいざというときの備えといったものがどのような折り合いをつけることが妥当なのかということについて、十分な検討を行う中で決定していく必要があるかなというふうに捉えております。

それから、災害への備えという観点からは、拠点施設への電力問題のみならず、ライフラインの確保あるいは多くの皆さんにお越しいただいている中で、そうした方あるいは住民の皆さんの交通、避難誘導あるいは食糧確保等々、いろんな課題があろうかと思えます。そういった課題も、今回、国の緊急対策の中で、関係省庁からさまざまな事業が出されておまして、町でも、地域の防災・減災等低炭素化実現に向けた自立エネルギー導入事業、議員ご指摘の事業のみならず、国土強靱化のための緊急対策として、各省庁が取り組む事業も含めて検討することが必要なんじゃないかと、それによりまして、今現在ある町の防災計画のさらなる充実といったものにつながるものというふうに思っております。

そういったことも含めて、今後、非常時における対策といったもの、役場庁舎におけるエネルギーといったもの、これらについては十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） ただいま、非常電力は、とりあえずディーゼルエンジンの発動機があるから基本は大丈夫だということでございました。それにしても、経過年数23年ということでございます。また、なぜこの補助事業を検討したほうがいいのかというふうに提案させていただいているのは、これは基本的に平時の地域の低炭素化を実現しつつ、なおかつ災害時の非常用電力の確保ができるということでございます。それと、やはり補助事業の補助率が4分の3という非常に高率な補助になっております。そういった中で、小布施町にもそんなに負担にならないんじゃないかというふうに感じております。

それと、最近、HLABが北斎ホールでございました。北斎ホールを使用している間中、庁舎の冷房がとまっていたということでございます。何ということかなというふうに私たち、思うんですけども、こんなことでいいのでしょうか。やはりこういった平時の電力を確保しながら、なおかつ災害時の対策もとれるという、こういった制度を、これは真剣に行政と

すれば見直していくべき、見直すというより検討していくべきだというふうに感じております。

また、この補助事業の一番のものが環境省であります。環境省は、今、元県知事の中島恵理さんが担当している部署の肝いりの補助金になっております。直接中島さんにいろいろもうお聞きして、ざっくばらんに小布施町の対応をどのようにしたらいいのか聞くぐらいな気持ちもあっていいのではないかと思いますけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 総務課長。

○総務課長（竹内節夫君） いろいろご指摘ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりかなということはあるかと思えます。全般的に、やっぱり役場庁舎の弱い部分として、電力問題というのは確かに存在しております、その中で、今、議員からご指摘のあったような事象も確かに出ております。

そういったことを課題として、今後どのように解決していくかということになるかと思うんですが、先ほども申し上げましたけれども、確かにそういう課題に加えて、非常時に対しては、やはりそれだけではないということもあるというふうに認識しております。先ほどちょっと例として申し上げた交通インフラであるとか、食糧であるとか、ライフラインであるとか、そういったものもまだまだ弱い部分があるんじゃないかなということも感じております。

そういう中で、例えば電力の問題については、現実として、確かに平時弱い部分もあるんですが、非常時における電力といったものは、何とか今あるわけですが、ディーゼルとしては、そこに、さらに、じゃ、そこに太陽光による補完をするということも確かに必要な部分ではあるんですが、それ以外にもやはりいろいろ検討しなければならないことがあるんじゃないかということを考えておまして、そういったものもさまざま検討といいますか、今、優先順位をつける中で、非常時のあり方あるいは、じゃ、平時からのエネルギーのあり方といったものを検討していく必要はあるんじゃないかなというように思っております。

そういう中で、例えば、じゃ、今一番の優先課題、一番がこの役場庁舎の電力問題であるということになったときには、この国の強靱化計画も3カ年対策ということをお聞きしておりますので、ぜひまた議員のお力もかりながら、環境省のほうにもよりお口添えといいますか、いただければ、それはそれでまたありがたいかなというふうには考えているところでございますが、全般的なこの小布施町における非常時のあり方、この役場庁舎というものも含めたそういったあり方というものの検討の中で、優先課題といったものはつけていく必要がある

んじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） ただいま、緊急時における、災害時における優先順位ということでした。ライフライン等、また非常食ということでありましたけれども、やはりそれはそれだと思います。私は、今、非常電力のことを言っているんでありまして、ましてや北斎ホールを使ったときに庁舎の冷房がとまるなんていう、こんなことは本当にどこかの市町村であるんでしょうかね。そういったことをまず逆に優先順位として考えていただきたいなというふうに感じますけれども、どうでしょうか。

○議長（関 悦子君） 総務課長。

○総務課長（竹内節夫君） 1点、ちょっと認識の違いがあるかなと思うんですが、北斎ホールの冷房使用時に役場庁舎の冷房がとまるということはありません。確かにフル稼働ということではできないわけなんですけれども、一部稼働しながら両方併用してきているということですので、そのところはご理解をいただければと思います。

それで、非常時の電源のあり方、平時から非常時を考えるということにつきましては、これは当然に、先ほど来申し上げているとおり、十分という、災害への備えが十分というものはない中で検討しなければならないということは重々認識しておるつもりでございますが、やはりそこだけと、そういうことも、なかなかこの限られた財源の中でそこだけということにもいかないと。ならば、同じことを、同じことといたしますか、事業を進める中では、今の非常時の災害に対して、エネルギーよりももっと弱い部分があるとすれば、そういったことをまずは補強、強化していく必要があるんじゃないかということで考えたいと申し上げておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） 北斎ホールを使っていたときに、役場庁舎の冷房がとまらなかったということですが、本当にとまらなかったんですか。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） すみません、説明申し上げますと、役場庁舎、北斎ホールを除くと、この庁舎事務室とそちらの公民館の部屋で冷房等使うと、大体夏場に60とか70キロワットになるわけです。北斎ホールで冷房入ると、それが約倍になってしまいます。

電気料金というのは、中部電力でも、今もPPSもそうなんですけれども、デマンド方式というのをやっております、1日の最高の出量はその後の1年間の基本料金に決まっちゃうわけです。1日でも例えば130とか140になっちゃうと、基本料金というのは、1カ月当たり数万円以上上がっちゃうわけです。やっぱり電気代というのは、年間五、六百万あるんですけれども、下手をすると年間で、その1日のために数十万円から、中部電力のとき、試算すると100万近く上がっちゃったわけです。

どうしようかということになりまして、ならば、北斎ホールとこちらを時間調整しまして、なるべく90キロワット、100キロワット以内に抑えるために、相互に時間調整して、つけたりとめたりしているわけです。議員さんが見えられたときにとまっていたのは……

〔「30分」の声あり〕

○副町長（久保田隆生君） 30分間隔で、ただ、そういう努力をすることによって、中部電力のときには、やっぱり100万近くの経費が削減できたわけです。だから、とまったというかとめていたわけです。だから、10万とかぐらいでしたらいいんですけれども、そういう大きな金額の差になってしまうという、これデマンド方式というやり方なんですけれども、それでとめていたわけです。

ただ、PPSの新電力になりましたら、そこまでいっていないんですが、それでもやっぱりそれなりのこう、たかが30分の、強いていうと非常に何か苦しい調整なんですけれども、それでもかなりの金額の節約になるということで、それでやっていたわけで、とめたということなんです。とまったということではないです。よろしく願いいたします。

○議長（関悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） 緊急時でとまったという、そういう表現じゃないんでね。それにしても、そういった役場庁舎の現状がありますので、そこにこういった補助金が使えるということは、これはもう早急に検討すべきだと思いますので、その辺でお答えください。

○議長（関悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） 答弁いたしますと、やはり非常用電力については、今、竹内課長のほうから申し上げましたとおり、基本的には、ある程度の電力の確保はできております。高山村さんもちよっとお聞きしたんですけれども、結局、高山村さんの場合、もともと持っていた非常用電力が数時間ぐらしか確保が、ちよっと確実な、口頭でちよっとお聞きしたんであれですけれども、やはり短かったと。そういった中で、こういう事業があって使っていたということでございます。

全体的なこう、全体というか、町も、先ほどお話がありましたとおり、この庁舎の屋根にやはり太陽光発電、パネルを設置することについては、いろんな角度から検討をしたんですが、決してそれが無駄ということにはならないと思うんですけども、小布施町が長年続けてきた一つの、景観というものの一つの庁舎というのがシンボリックな存在であろうと。この非常に目立つ屋根が遠くからも見えるわけです。

そうすると、我々、景観づくり、まちづくりを相談をしながらいろんな方々に、そういう切り妻の屋根あるいは色、いろんなものをお勧めしながらやってきたときに、やはりこの庁舎を、果たしてまさにシンボルとしてある庁舎に太陽光パネルを載せていいかどうかという検討をしたわけです。何施設かした中で、この施設であれば、それほど景観的なもの、見えづらい場所にあたり、そういった場所から外れているということで、6施設ぐらい選んだという経過もございます。

だからといって、じゃ、非常用と災害用の電源がなくていいのかということじゃないんですが、当面は、やはり今、ある程度確保できておりますので、改めてここに、今ここで、補助金いつまでするかわからないんですけども、ここで急に、じゃ、来年すぐ変えるという、載せるということについては、今のところ考えておりません。

ただ、そういう補助金をやはり新たな、今の72時間、3日間は確保できる電源がありますので、23年たっていますが、どのくらいのこの後、耐用年数があるかわからないんですけども、それはそれとして、やはり2,700万近くかけておりますので、やっぱり有効に活用する必要が使える限りあるだろうと思っております。

ですから、老朽化ですとか、あるいは景観との、課長がさっき言ったこの景観について、この庁舎の屋根についてはどうするかということ踏まえて、やはり総合的に検討していくしかないと思いますが、来年、今すぐ補助金を使ってということは、今申し上げた、実質的にかなり有効な非常電源がありますので、今のところは考えていないということでございます。

○議長（関悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） 私は、庁舎に太陽光発電をつけろということは言っているわけじゃないんです。たまたま高山庁舎の場合はそういうのだった。ただ、環境省のこの補助金制度があるんですから、これを検討したらどうですかということを行っているんでありまして、なおかつ、今、北斎ホールの使用に関してのそういった制限があるということも事実です。だから、緊急時だけでなく、もう平時において、そういった町民福祉サービスにおいて、一

つ町とすれば怠っているのではないかという、そういった観点もありますので、よろしくお
願いします。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） どちらかという、この災害対策用の拠点というようなことでお
話があったという認識がありましたので、庁舎ということでお話を、自分のほうなり課長の
ほうは認識した話をさせていただいております。ただ、つける、つけないということについて
は、まず去年ですか、やってきたいわゆる屋根貸しの事業がありますので、そこである程度
景観というものを踏まえた中で、設置していい施設というのは、実は、長野電力さんとの話
の中でもう進めてきている状況にあります。

ですから、仮に、こういういい補助金があるということはおっしゃるとおりなんです、
果たしてそれをつけて災害時に活用できる避難施設であるかどうかとか、そういったことも
含めてもう一回そこを見直さないと、ちょっと補助金を活用できる施設、該当する施設があ
るかどうかちょっとわからないんですけれども、そこも含めて、既に長野電力さんとの契約
もございますし、そういう防災施設、災害拠点施設として補助金を活用していい施設がある
かどうか、ちょっとまたそれは確かめてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で、小林一広議員の質問を終結いたします。

これで行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） 以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 1時49分